

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [労働組合の結成](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

労働組合の結成

35 労働組合の結成

Q 私の会社は、一方的に賃金の切り下げを行うなど労働者の事情をまったく無視した方針を打ち出しています。そこで、同僚と労働組合を結成する相談をしています。注意すべきことを教えてください。

**P
O
I
N
T**

- 労働組合は、自由に設立することができますが、労働法の適用を受けるためには、労働法の要件を充足する必要があります。
- 管理職組合は、労働法2条但書1号の利益代表者が加入していなければ結成が可能です。
- 労働組合の資格審査は、労働委員会に対して行い、組合結成途上の不当労働行為に対する救済も受けられます。

A 1. 労働組合の結成
労働組合は、複数の労働者が集まって自由に設立することができますが、労働法の適用を受けるためには、労働法の要件を充足する必要があります。まず、労働者がその構成主体とならなければなりません。そして、使用者の利益代表者を参加させないこと（労働法2条但書1号）、使用者から経費援助を受けないこと（同条但書2号）要求されます。この点から、いわゆる管理職組合が問題となりますが、労働法2条但書1号が禁止している利益代表者は、役員や上級管理職、労務・人事の管理職といった者に限定されていますので、これ以外の者によって労働組合を結成することは可能です。

また、労働法2条本文は、労働組合の目的として「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ること」を要求しており、共済事業や福利事業のみを目的とするもの（同条但書3号）、主として政治運動または社会運動を目的とするもの（同条但書4号）は、労働法上の労働組合とは認められません。

次に、労働法2条本文は、労働組合に団体性を要求していますから、労働者が複数で労働組合を結成する必要があります。したがって、会社において労働者が1人のみで労働組合を結成することはできず、個人加盟方式の労働組合に加入することができるだけです。さらに、労働法は、必要的記載事項を定めた組合規約を要求しています（労働法5条）。

以上のように、労働法2条の要件に適合し、労働法5条の要求する組合規約の必要的記載事項の規定に適合することを、都道府県労働委員会に対して証拠を提出したうえで、資格審査を受けることになります。

2. 不当労働行為

労働組合を結成しようとしたことや正当な組合活動をしたことに対して不利益取扱いをすることや支配介入をすることは不当労働行為として禁止されており（労働法7条1号・3号）、このような扱いを受けた場合には労働委員会に対して救済を求めることができます。

また、労働組合からの団体交渉の申し入れに対して、使用者は誠実に応じなければならない義務を負い、団体交渉が実質的に拒否されれば、不当労働行為として救済を求めることができます（労働法7条2号）。

また、組合の結成途上の不当労働行為の場合には、資格審査が併行審査で行われますので、申立の時点で労働組合の要件を充足してなくても、救済を受けることができます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.